

山口市廃棄物処理手数料徴収業務委託に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成17年山口市規則第97号。以下「規則」という。）の規定に基づき、規則第12条の指定収集袋（以下「指定収集袋」という。）に係る廃棄物処理手数料（以下「手数料」という。）の徴収業務（以下「徴収業務」という。）の委託に関して必要な事項を定めるものとする。

(受託しようとする者の要件)

第2条 徴収業務を受託しようとする者は、次に掲げる要件をいずれも満たしていなければならない。

- (1) 市内に指定収集袋を取り扱える店舗を有していること。ただし、市長が徴収業務を滞りなく行える者として、特に認めた場合は、この限りでない。
- (2) 市税（市民税（法人にあっては法人市民税）、固定資産税及び軽自動車税）の滞納がない法人又は個人であること（権利能力なき社団であってこれらの税の課税がない場合は、代表者である者についてこれらの税の滞納がないこと。）。
- (3) 手数料の滞納がないこと。
- (4) 1年以上継続して日常生活用品販売業を営んでおり、引き続き1年以上継続して事業を営む見込みがあること。ただし、市長が徴収業務を滞りなく行える者として、特に認めた場合は、この限りでない。
- (5) 手数料の徴収及び山口市指定金融機関又は収納代理金融機関への振込が適正に行えること。
- (6) 指定収集袋の発注及び在庫管理が適正に行えること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則及び山口市廃棄物処理手数料徴収業務委託契約書（以下「契約書」という。）に定める事項を遵守できること。

(指定及び登録)

第3条 徴収業務を受託しようとする者は、山口市可燃ごみ指定収集袋取扱店登録等申請書（第1号様式）及び市税の滞納がないことを証明する証明書を市長に提出し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により指定公金事務取扱者の指定を受けるとともに、取扱店の登録を受けなければならない。

2 現に前項の指定公金事務取扱者の指定を受けている者が新たに取扱店の登録を受ける場合は、山口市可燃ごみ指定収集袋取扱店登録等申請書（第1号様式）を市長に提出し、取扱店の登録を受けなければならない。

(指定及び登録の通知)

第4条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、指定（前条第2項の場合を

除く。) 及び登録について審査し、山口市可燃ごみ指定収集袋取扱店登録等通知書(第 2 号様式)又は山口市可燃ごみ指定収集袋取扱店登録等却下通知書(第 3 号様式)により通知するものとする。

(指定及び登録の有効期間及び取消し)

第 5 条 第 3 条の指定及び登録は、次項の規定により取り消されない限り、有効とする。

2 市長は、指定及び登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その指定及び登録を取り消すことができる。

- (1) 第 2 条に規定する要件を満たさないと認められるとき。
- (2) 契約書に定める義務を適正に履行しないとき。
- (3) 契約書に定めるところにより契約が解除されたとき。
- (4) 虚偽又は不正により指定及び登録を受けたとき。
- (5) 指定及び登録の取消しを希望したとき。
- (6) その他特に必要があると認められるとき。

(指定及び登録の変更)

第 6 条 第 3 条の規定により指定及び登録を受けた者は、指定収集袋の取り扱い店舗の移転等により指定及び登録の内容に変更が生じた場合は、山口市可燃ごみ指定収集袋取扱店登録等変更届(第 1 号の 2 様式)により市長に遅滞なく届け出なければならない。

(指定及び登録の廃止)

第 6 条の 2 第 3 条の規定により指定及び登録を受けた者は、指定収集袋の取り扱いを廃止する場合は、山口市可燃ごみ指定収集袋取扱店登録等廃止届(第 1 号の 3 様式)により市長に届け出なければならない。

(契約)

第 7 条 市長は、徴収業務を委託しようとするときは、第 3 条の規定により指定及び登録を受けた者と山口市廃棄物処理手数料徴収業務委託契約を締結するものとする。

2 前項の規定により契約を締結した者(以下「受託者」という。)は、この要綱に定めるもののほか、契約書を遵守しなければならない。

(契約期間)

第 8 条 前条の規定による契約の期間は、契約の締結の日からその属する年度の 3 月 31 日までとする。

2 前項に定める契約の期間内であっても、第 5 条第 2 項の規定(同項第 3 号に該当する場合を除く。)により指定及び登録を取り消したときは、市長は、契約解除をするものとする。

(指定収集袋の注文及び納品等)

第 9 条 受託者は、山口市可燃ごみ指定収集袋発注書(第 4 号様式)により指定収集袋を注文するものとする。

2 注文及び納品並びに指定収集袋の取扱いに関する詳細事項は、契約書に定めるところによる。

(手数料の徴収及び市への納付)

第 10 条 受託者は、指定収集袋と引き換えに手数料を徴収するものとする。

2 受託者が徴収する手数料は、山口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 17 年山口市条例第 122 号）別表第 3 に定める金額とする。

3 受託者は、第 1 項の規定により徴収した手数料について、山口市廃棄物処理手数料実績報告書(第 5 号様式)を市長に提出し、報告しなければならない。

4 受託者は、第 1 項の規定により徴収した手数料について、市長の定める方法により、市長の定める期日までに、市へ納付しなければならない。

(徴収業務委託料)

第 11 条 徴収業務の委託料の額は、交付した指定収集袋 1 枚につき 1 円 50 銭に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。

2 前項の委託料は、支払いに代えて、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 164 条第 4 号の繰替払として、前条第 4 項の規定により納付する手数料から差し引くものとする。

(第三者委託)

第 12 条 受託者は、徴収業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ市長が承認をした場合は、この限りでない。

(検査等)

第 13 条 市長又は市の職員は、地方自治法第 243 条の 2 又は第 243 条の 2 の 2 に定めるところにより、必要があると認められるときは、受託者に対して、徴収業務についての検査、質問又は報告の請求をすることができる。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、徴収業務の実施について必要な事項は、「山口市公金の徴収又は収納の事務委託に関する事務処理要領」の規定を参照し、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年2月9日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第3項の規定によりなお従前例により従前の公金事務を行わせている者が、同法による改正後の第243条の2第1項の規定による指定を受けようとする場合におけるこの要綱による改正後の第3条第1項の規定の適用においては、同項中「及び市税の滞納がないことを証明する証明書を市長に提出し」とあるのは、「を市長に提出し」とする。

附則

この要綱は、令和7年11月10日から施行する。